

掛川市立大須賀中学校

PTA総会資料

令和6年度

「志を高く」持続可能なPTA活動
テーマ

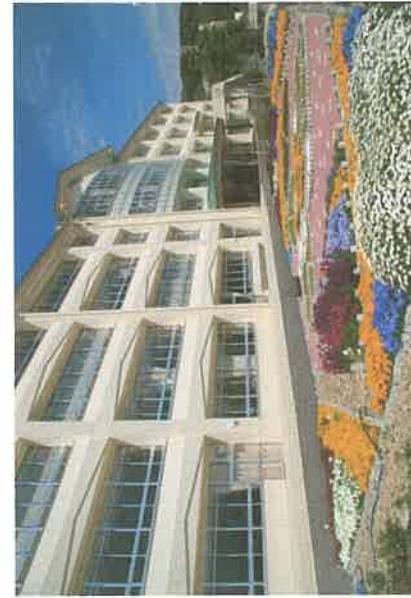


【「若駒祭」令和5年度 赤団2年生の長縄跳び】

目

次

- 1 議事
 第1号議案 令和5年度PTA活動報告
 令和5年度PTA会計決算報告・監査報告
 - 第2号議案 令和6年度役員選考報告と承認
 - 第3号議案 令和6年度PTA活動計画
 令和6年度PTA会計予算
 - 第4号議案 PTA会則ならびに役員選出等に関する内規改訂について
 ※削除した箇所は見え消し、追記した箇所は**ゴシック太字**です。
- 2 その他
 - (1) 保護者申し合わせ事項



◆年間会議カレンダー、全てPTA会員参加用カレンダー実績

方針	學生部会	美化部会	本部会
方針	○PTA活動の計画・実施(会員、職員)、調整推進会議等。 ○行事等への応援・協力会議等。 ○PTA構成員の会員相互の連携会議等。 ○学校施設・設備の充実強化会議等。	○学校及社会との周辺の環境保全(努力等)。 ○行事等への応援・協力会議等。 ○PTA活動の計画・実施(会員、職員)、調整推進会議等。	10(月)新日本部会、常任委員会②19:00 21(金)授業参観・懇親会 (懇親会の準備会) 書面議決会と本部会PTA総会
4月			
5月	下旬／PTA地区別会員数調査 8(月)美化部会19:00 20(土)1年親子奉仕活動 草刈り7:30～回収9:00～10:00 24(水)若晴祭參觀	8(月)美化部会19:00 20(土)1年親子奉仕活動 草刈り7:30～回収9:00～10:00 24(水)若晴祭參觀	19(月)常任委員会③19:00 実行委員会②19:30 1(木)若いきの運動開始
6月			
7月			
8月			
9月	4(月)常任委員会④19:00		
10月	2(月)臨時実行委員会19:30 2(月)美化部会19:00 22(日)3年親子奉仕活動 草刈り7:30～回収9:00～10:00 29(日)手書き 2(木)悠然祭參觀	2(月)學校保健委員會 22(日)3年親子奉仕活動 草刈り7:30～回収9:00～10:00 29(日)手書き 2(木)悠然祭參觀	2(月)常任委員会⑤19:00 9(火)實行委員會③19:30 15(月)實行委員會19:00 29(木)1・2年会計監查16:00 11(月)新日本部会・理事会①18:30 19:00 5(火)3年、PTA会計監查16:00
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

手一△「団体会員」PTA活動

第1号議事録 第5年度 PTA活動重視段落

第2号議案

令和6年度 大須賀中学校 PTA役員一覧(案)

<本部役員>

役職	役員氏名	地区	自治区	年	組	生徒名
1 会長	高橋 英生	第一	南番町	2	C	大樹
2 副会長	野中 弘明	第二	松尾町	2	C	優子
3 副会長（女性代表）	閑谷 夕佳	大渕	野 中	3	A	奈七子
4 横須賀第一地区長	乗松 浩美	第一	大谷町	3	C	美光
5 横須賀第二地区長	柴田 樹里	第二	西田町	3	C	清大
6 横須賀第三地区長	大石 景子	第三	沖之須	2	B	陸斗
7 大渕地区長	大鐘 伸彦	大渕	岡 原	3	C	想

<地区代表> 理事会19:00～19:30

役職	役員氏名	地区	自治区	年	組	生徒名
8 横須賀第一地区代表	鶴田 智子	第一	川原町	3	B	絵南
9 横須賀第一地区代表	宮崎 安理	第一	柏 平	3	A	凜
10 横須賀第二地区代表	谷 雅子	第二	松尾町	3	A	幸子
11 横須賀第三地区代表	鈴木 絵美	第三	川原崎	3	C	丈
12 横須賀第三地区代表	名倉 宏子	第三	西大渕	3	A	由奈
13 大渕地区代表	中井 悠	大渕	中新井	3	C	柚花
14 大渕地区代表	田中記代子	大渕	藤 塚	3	F	珠羽

「副会長→会長」「副会長（女性代表）」の選出順 4地区ローテ

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
横須賀第一地区	副会長→ 会長	副会長女	副会長女→ 副会長	会長	副会長女	副会長→ 副会長	会長	副会長女	副会長女
横須賀第二地区		副会長→ 副会長	副会長女	副会長女→ 副会長	副会長女	副会長→ 副会長	副会長女	副会長→ 副会長	会長
横須賀第三地区					副会長女	副会長→ 副会長	会長		
大渕地区長	会長	副会長女	副会長女→ 副会長	会長	副会長女	副会長→ 副会長	会長	副会長女	副会長女

会長・副会長以外の「地区代表」の選出数

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
横須賀第一地区	6	3	3	3	3	3	3	3	3
横須賀第二地区	8	2	2	3	3	3	2	3	2
横須賀第三地区	7	3	3	2	3	2	3	3	3
大渕地区長	10	3	3	3	3	3	3	3	3

※第一4名、第二3名、第三3名、大渕4名の選出の場合

第3号議案 令和6年度 PTA活動計画(案)

第4号議案

掛川市立大須賀中学校PTA会則改訂（案）

※ 役員の選出方法変更に伴う一部改訂について

第1章 総則

（名称）

この会は、掛川市立大須賀中学校PTA（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

本会の事務所は、大須賀中学校内に置く。

（目的）

本会は、学校、家庭及び地域の協力により、本校の教育振興と生徒の健全育成を図ることを目的とする。

（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（1）教育に関する研究及び調査に關すること。

（2）学校及び親睦への協力に關すること。

（3）会員相互の親睦に関すること。

（4）団体拠込制度の運用に関すること。

（5）その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

本会は、次の者をして組織する。

（1）本校生徒の保護者

（2）本校の教職員

（3）本校区内に居住し、本会の趣旨に賛同する者

（役員）

本会に次の役員を置く。

（1）会長 1名

（2）副会長 3名

（3）書記 2名

（4）会計 2名

（5）部長 若干名

（6）副部長 若干名

（7）副部長等

（役員の選出等）

（役員の職務）

本会に定める。

（役員の職務）

会務を統括する。

（役員の職務）

会長は、会員を代表し、会務を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

（役員の職務）

書記は、庶務を從事し、総会、常任委員会及び実行委員会に於ける議事の記録する。

（役員の職務）

会計は、奉公の会計事務を從事し、次年度の総会に於ける決算報告をする。

（役員の職務）

母親代表は、地区PTA連絡協議会母親委員会に参加し、地区PTA母親代表との連絡調整を行ふ。

（役員の職務）

正副部長は、実行委員会における専門部会を運営する。

（役員の職務）

正副部長は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の職務）

役員は、任期満了後も後任者が就任するまでその職責を負う。

第3章 会議

（会議）

本会に、次の会議を置く。

（1）総会

（2）常任委員会

（3）実行委員会

（4）専門部会

（総会）

総会は、全会員をもつて構成し、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

（総会）

総会は、会長が招集し、会員の過半数の出席をもつて成立する。ただし、委任状をもつて出席に代えることはできる。

（総会）

通常総会は、書面表決とする。

（総会）

総会資料の表決は、書面表決書提出者の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決

（総会）

するところに於ける。

（総会）

総会資料の表決では、次に掲げる事項を審議する。

（1）事業報告及び監査委員の承認

（2）監査報告及び決算の承認

（3）事業計画及び予算の決定

（4）会則の制定及び改廃

(5) その他本会の運営に関する重要な事項

- (常任委員会) 本部会
第12条 常任委員会 本部会は、役員をもつて構成する。会議を総括する。
2 常任委員会 本部会は、会長が招集し、現項を所掌する。
3 常任委員会 本部会は、次に掲げる事項を所掌する。
(1) 実行委員会提出議案の承認に関する事項。
(2) 総会資料作成に関する事項。
(3) その他の運営に関する事項。
- (実行委員会) 理事会
第13条 職員本部会は、役員本部会役員、地区代表実行委員会(各地区代表委員をいう。)及び本校教職員委員会理理事をもつて構成し、専門部会を置くものとする。
2 実行委員会提出議案の作成に關する事項。
3 実行委員会提出議案の実施に關する事項。
- (実行委員会) 特別部会
第14条 特別部会は、会長が招集し、会議を総括する。
(2) その他委任された事項に關すること。
(3) 事業計画の設置並も運営に關すること。
- (実行委員会) 専門部会
第15条 専門部会は、部長が招集し、会議を総括する。
2 目的を達成する為、必要に応じた専門部会を置く。

第4章 会計

(会計)

- 第14条 本会の経費は、会費、その他の収入をもって、これに充てる。これに充てることを認めめた場合は、この限りでは会員は、会費を納める。ただし、常任委員会本部会において免除を認められた場合は、この限りではない。
- 2 会員は、PTA会計による。
3 会費の金額は、毎年度予算をもつて、これを定める。
4 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日に終わる。

第5章 会計監査

(会計監査委員)

- 第15条 本会に、会計監査委員を置く。
2 会員は、PTA役員及び保護者から各を選考委員会において選出し、総会におけるモチーフ投票を得る。年次会計監査を行う。
3 会計監査委員は、当該年度の会計を監査し、結果を総会において報告紙面報告する。

第6章 慶弔規定

(会員、生徒に弔事があった場合、相当の弔意を表す。)

- 第16条 2 基金はPTA会計による。
3 弔事は以下の額によりその意を表す。
- | 項目 | 金額 | 備考 |
|----|---------|---------|
| 会員 | 10,000円 | |
| 生徒 | 5,000円 | 花輪または生花 |
- 4 本規定により受けた金品に対して、返礼をしないこととする。

第7章 総則

(委任)

- 第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に關し必要な事項は、会長が本部会及び理事会に諮つて定める。

- この会則は、平成10年4月28日から施行する。
この会則は、平成17年4月22日から施行する。
この会則は、平成18年4月28日から施行する。
この会則は、平成19年4月27日から施行する。
この会則は、平成20年4月24日から施行する。
この会則は、平成21年4月21日から施行する。
この会則は、平成22年4月21日から施行する。
この会則は、平成23年4月19日から施行する。
この会則は、平成24年4月19日から施行する。
この会則は、平成25年4月22日から施行する。
この会則は、平成26年4月21日から施行する。
この会則は、平成27年4月23日から施行する。
この会則は、平成28年4月28日から施行する。
この会則は、令和3年4月23日から施行する。
この会則は、令和4年4月22日から施行する。
この会則は、令和5年4月21日から施行する。
この会則は、令和6年4月19日から施行する。

*令和5年6月19日 第3回常任委員会での校長提案内容

<令和6年度以降のPTA組織及び活動>

校長

生徒数は年々減少しており、昨年度302名の生徒が本年度は283名、来年度は266名、7年後の令和13年には167名まで減少していきます。それに伴いPTA会員も減少していくため、10年後を見通したPTA活動及び組織に変更していく必要があります。

本年度の本部・常任・実行委員のPTA役員は34名で、約8人に1人の役員選出率13%（PTA会員数261名）でした。そのため、今後は役員選出率を20人に1人の5%まで引き下げるといと考案しています。そして、PTA役員数の削減だけでなく、組織や活動内容も精選し、持続可能なPTA活動に変更して行きたいと考えています。

変更内容につきましては、下記にお示しさせていただきましたので、本年度PTA役員の皆様からの御意見をいただき、変更内容を修正し最終決定していくたいと考えています。よろしくお願ひします。

1 PTA役員人數の削減

<常任委員>

R 5 10名

副会長2名、書記1名、会計1名、監査2名、

美化部長1名、美化副部長1名、厚生部長1名、厚生副部長1名。

R 6 2名 ※8名の削減 「常任委員」→「本部役員」

副会長2名

※書記・会計・美化部・厚生部は廃止。

監査は前年度会長と副会長の2名に依頼

<実行委員>

R 5 23名

美化部14名、厚生部9名

R 6 11名 ※12名の削減 「実行委員」→「地区代表」

※美化部・厚生部は廃止し、地区の代表として選出
※「地区代表」の人数（P会員数×0.05 小数点は四捨五入）
「大須賀第一地区（R 6 P会員78名）」から4名
「大須賀第二地区（R 6 P会員52名）」から3名
「大須賀第三地区（R 6 P会員52名）」から3名
「大瀬地区（R 6 P会員79名）」から4名
地区代表役員数に正副会長3名を含む

※「地区代表」11名から4名の「地区長」を選出
「地区長」は各地区から1名（大須賀第一・二・三・大瀬）

*令和5年6月19日 第3回常任委員会での校長提案内容

2 PTA会合への参加者数の削減

<会合>

○参加人数 31名から14名に削減 ※17名の削減

○会合 「常任委員会」5回 → 「本部会」4回

「実行委員会」3回 → 「理事会」4回

※「本部会」のあと「理事会」を開催

※本部会 7名（正副会長3名・地区長4名）

理事会 14名（本部会7名+地区役員7名）

○会合時期 R5 R6

第1回 4月 4月 ○総会と1学期の活動

第2回 6月→8月 ○1学期反省と2学期の活動+新役員選出依頼

第3回 9月→12月 ○2学期反省と3学期の活動+新役員決定

第4回 1月→2月 ○3学期の反省と新役員との引き継ぎ

監査 春休み→3月7日(木) 15:30~

○会合時間 <常任委員会>19:00 → 「本部会」18:30

<実行委員会>19:30 → 「理事会」19:00

3 PTA活動内容の削減

美化部・厚生部は廃止し、理事14名を中心活動を縮小して継承。

<PTAあいさつ運動>

・厚生部は廃止するが、あいさつ運動は継続して実施。

3年) 6・7月 → 1学期初めの4月上旬から

2年) 9・10月 → 2学期初めの8月下旬から

1年) 11・12月 → 3学期初めの1月上旬から

・計画は学校（生徒指導主事）が作成。全PTA会員が年1回対応。

<親子奉仕活動>

・本年度同様に年2回実施。1年) 5月、3年) 10月→9月上旬

・担当は1・3年部職員+教務主任

4 学校職員の担当

<R5>

6名（校長+教頭+

教務主任+学年主任3名）

→ 事務局) 教務主任

・美化部

・厚生部

<R6～>

3名（校長+教頭+教務）

※3名削減

事務局) 教頭

教務主任と該当学年主任が担当

・生徒指導主事が担当

大須賀中学校PTA保護者申し合わせ事項

日ごろ、皆様にはPTA活動に御協力いただき誠にありがとうございます。
さて、本校PTAでは、「家庭教育の役割をもう一度よく考え、いろいろな誘惑や悪から子供たちを各家庭で守りましょう」という趣旨で、「保護者の申し合わせ事項」をつくり、各家庭での指導の指針としています。

各家庭よりいろいろな御意見があるかと思いますが、何卒、保護者の皆様に今一度、御理解と御協力ををお願いします。

記

- 1 当たり前に挨拶が飛び交う家庭環境を作りましょう。
- 2 早寝早起きをさせ、基本的生活習慣を身に付けさせましょう。
- 3 家族そろって朝ご飯を食べて、元気に一日をスタートさせましょう。
- 4 家族の時間を大切にし、親子で話し合う機会を多く作りましょう。
- 5 よいことは大いにほめ、悪いことはきちんと叱りましょう。
- 6 テレビ・ゲーム・通信機器等は、使用時間を守らせましょう。
- 7 インターネット利用に関する家庭のルールを、子どもと一緒に作りましょう。
- 8 社会のルールやマナー、学校のきまり、家庭の約束などをきちんと守らせましょう。
- 9 その他
 - (1) 我が子にも、よその子にも積極的に声を掛けましょう。
 - (2) 長期休業中は、生活が乱れやすくなったり、子どもが著しく変化したりするので、子どもの行動には注意しましょう。
 - (3) 不審者や不審車両を見た際は、学校や交番に連絡をお願いします。
(大須賀中学校 48-2561 大須賀交番 48-2531)
 - (4) 最近、ネットトラブルが多発しています。【学校・家庭で安心・安全に活用できる環境を整えるための解説動画 (<https://youtu.be/ww-IW5wlaf8>)】を、学校ホームページに掲載しておりますので、御覧ください。

担当 PTA 事務局(教頭)
電話 48-2561